

事業プラン 募集要領

東京都 集合住宅における再エネ電気導入促進事業

[第2版]

＜事業プラン 受付期間＞

令和7年5月22日から令和8年2月28日まで

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階

TEL：03-6258-5317

ホームページ：

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/shugou_saiene/saiene-juhenden-sokusin-r7

メールアドレス：cnt-saiene-juden@tokyokankyo.jp

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～17：00（12時～13時は除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

更新履歴

版	更新日	更新内容
第1版	令和6年4月24日	初版公開
第2版	令和7年5月22日	第2版公開

1 事業の概要

都は、ゼロエミッション東京の実現に向け、家庭部門の脱炭素化を推進しています。これまで都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、住宅向けに、太陽光発電、蓄電池、HEMS（Home Energy Management System）等の導入補助などの取組を実施してきました。

集合住宅における再エネ電気導入促進事業（以下「本事業」という。）は、集合住宅における再エネ電気導入促進事業実施要綱（令和6年3月11日付5環気家第413号。以下「実施要綱」という。）に基づき行います。

この募集要領において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、実施要綱において使用する用語の例によります。

本事業においては、集合住宅における再生可能エネルギーの利用率を高めることを目的として、高圧一括受電にて再エネ電気を一括で集合住宅に供給するサービスを提供する事業者に対し助成を行います。

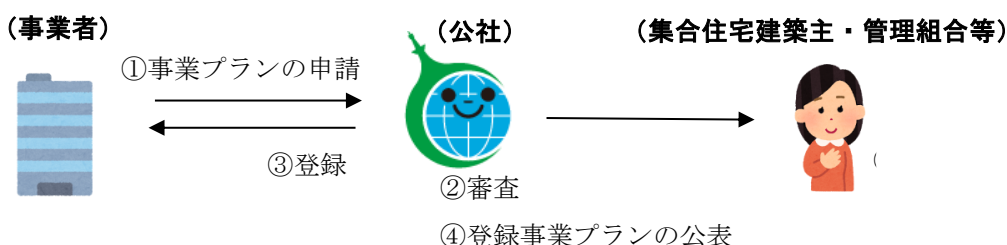
この度、公社は、集合住宅において高圧一括受電にて各戸に再エネ電気を安価で供給するサービスを「事業プラン」として登録しますので、これに係る申請を受け付けます。

（参考）

本事業の概要

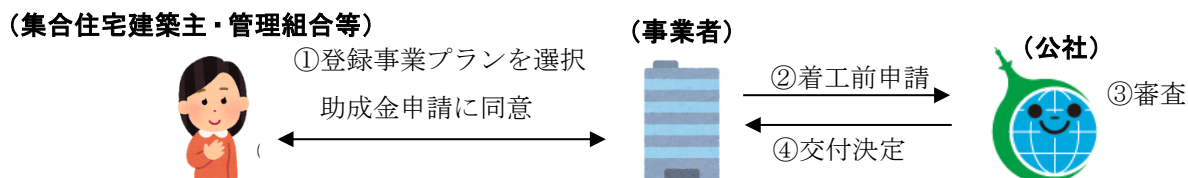
ステップ1

公社が事業プランを募集し、要件に合致したものを登録します。登録された事業プラン（以下「登録事業プラン」という。）は概要を公社ホームページで公表します。



ステップ2

登録事業プランを提供する事業者（以下「プラン登録事業者」という。）は、住宅建築主、管理組合等から登録事業プランに係る助成金申請への同意を得た後、着工を行う前に公社に対して助成金の申請を行うことができます。



※公社は、申請内容を審査し、交付の決定を行った場合には、交付決定通知書を発行します。申請額の合計が予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。

ステップ3

申請事業者は、登録事業プランによる電気の供給開始後（新築においては共用部を含めた住宅の一部にでも供給開始後）に報告書等を公社に提出します。公社は報告書等の提出を受け審

査を行い、要件に合致したものに助成金を交付します。当該助成金は、住宅所有者へ還元することが必要です。

(集合住宅建築主・管理組合等)



⑧電気料金の割引

(事業者)



⑤実績報告書

⑦助成金交付

(公社)

⑥審査

※助成金の額 高圧一括受電に係る受変電設備等設置費用：1住戸あたり 8.5 万円、
上限 850 万円（詳細は助成金交付要綱をご確認ください。）

2 事業プランの募集

2-1 応募者の要件

高圧一括受電にて再エネ電気を供給するサービスを提供する事業者が対象です。ただし、国、地方公共団体及び次に掲げる者を除きます。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- (3) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
- (5) 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

2-2 事業プランの要件

事業プランは、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 高圧一括受電にて、集合住宅の単位住戸各戸に再エネ電気を供給するサービスであること。

※再エネ電気は電力の小売営業に関する指針（平成28年1月制定、令和6年4月1日最終改定、経済産業省）に記載されている「再エネ」が100%又は「実質再エネ」が100%である電気であること。

- (2) 高圧一括受電用に新たに受変電設備（一般送配電事業者の資産となるものを除く。）が設置される事業であって、当該受変電設備が電気事業法の規定に基づく自家用電気工作物の基準に適合する受変電設備であること。
- (3) 電力量計を設置する場合においては、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検定を受けた電力量計であること。
- (4) 助成対象設備が故障した場合に、事業者により速やかに交換又は修理がなされること。
- (5) 交付される助成金により、住宅所有者の登録事業プランの電気料金が低減される見込みであること。
- (6) 住宅所有者又は管理組合との契約について、高圧一括受電により電気を供給するサービス期間が電力供給開始から10年以上であること。

- (7) 住宅所有者又は管理組合との契約について、再エネ電気を供給するサービス期間が電力供給開始から3年以上であること。
- (8) 助成金の受給により、電気料金が割引され、見込まれる低減率（割引率）について、公社ホームページに公開可能なものであること。

3 応募手続

表1の応募書類を公社へ提出してください。

(応募方法)

応募書類の提出は電子メールでお願いいたします。

(提出先・問合せ先)

メールアドレス：cnt-saiene-juden@tokyokankyo.jp

クール・ネット東京 創エネ支援チーム宛

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

担当：創エネ支援チーム

〒163-0817

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル17階

TEL：03-6258-5317

電話の受付時間：平日9：00～17：00（12：00～13：00を除く。）

(募集期間)

令和7年5月22日～令和8年2月28日（17：00必着）

※応募いただいた事業プランから順次審査を行い、要件を満たすと確認されたものから順次登録します。

※予算残高を踏まえ、募集を締め切る場合があります。

なお、応募いただく事業プラン数に制限はありません。また、応募者に対しては、審査結果（登録の可否）を通知いたします。

申請書には年間の申請見込み件数を記載いただくようお願いいたします。

※実際の申請件数と異なっても構いません。

表 1 新規プラン登録応募書類リスト

No.	提出書類	様式番号	備考
1	事業プラン登録申請書	様式1	
2	登記事項証明書(現在事項全部証明書 又は履歴事項全部証明書)	添付資料1	申請日時点で、発行日から3か月以内のものであること。写しの提出が可能。
3	事業プランの内容	様式2	
4	誓約書	様式3	
5	事業プランに係る住宅所有者又は管理組合との電力需給契約申込書ひな型	添付資料2	以下の部分分かるように下線を引いてください。 ・再エネ高圧一括受電に関する契約が結ばれること。 ・高圧一括受電により電気を供給するサービス期間が電力供給開始から10年以上であること。 ・再エネ電気を供給するサービス期間が電力供給開始から3年以上であること。 ・助成金の受給を受けていること。
6	納税証明書(直近 1 か年分)	添付資料3	法人税
7	その他公社が必要と認める書類		

4 プラン登録事業者の責務

- (1) 住宅所有者及び管理組合からの登録事業プランに関する問合せ等に誠実に対応してください。
- (2) 登録事業プランに関する苦情やトラブルに対し、誠実に対応してください。
- (3) 登録事業プランについて、登録された旨及び本事業の助成金が還元され電気料金が低減される旨を公表してください。

5 各種変更

登録内容の変更をする場合は、申請又は届出を行ってください。なお、各種変更の申請又は届出をする場合は、事前に公社までご相談ください。

- (1) 登録事業プランの内容を変更する場合は、表 2 の提出書類を公社へ提出してください。その内容を審査し、変更をすべきものと認めた場合には、申請者に通知します。
- (2) 法人の合併、分割等によって、プラン登録事業者に変更が生じた場合は、表 3 の書類を公社へ届出てください。

表2 提出書類リスト（登録事業プランの内容変更）

No.	提出書類	様式番号	備考
1	事業プラン登録内容変更等申請書	様式4	
2	事業プランの内容	様式2	
3	事業プランに係る住宅所有者又は管理組合との電力需給契約申込書ひな型	添付資料1	以下の部分が分かるように下線を引いてください。 ・再エネ高圧一括受電に関する契約が結ばれること。 ・高圧一括受電により電気を供給するサービス期間が電力供給開始から10年以上であること。 ・再エネ電気を供給するサービス期間が電力供給開始から3年以上であること。 ・助成金の受給を受けていること。
4	その他公社が必要と認める書類		

表3 提出書類リスト（プラン登録事業者の変更）

No.	提出書類	様式番号	備考
1	プラン登録事業者変更届	様式5	
2	誓約書	様式3	変更後の事業者について提出すること。
3	事業プランに係る住宅所有者又は管理組合との電力需給契約申込書ひな型	添付資料1	以下の部分が分かるように下線を引いてください。 ・再エネ高圧一括受電に関する契約が結ばれること。 ・高圧一括受電により電気を供給するサービス期間が電力供給開始から10年以上であること。 ・再エネ電気を供給するサービス期間が電力供給開始から3年以上であること。 ・助成金の受給を受けていること。
4	納税証明書(直近1か年分)	添付資料2	法人税(変更後の事業者について提出すること。)
5	その他公社が必要と認める書類		

6 その他注意事項等

- (1) 登録事業プランについては、様式2もしくは令和6年度「集合住宅における再エネ電気導入促進事業」に申請された様式2の記載事項を公表します。
- (2) 事業プランが登録された場合、登録事業プラン番号を通知します（様式6）。登録事業プラン番号は交付申請時に必要となるため、大切に保管してください。
- (3) 登録事業プランの取下げ等については、個別に公社にお問合せください。
- (4) 応募に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- (5) 事業プランの登録内容の変更は、公社が受付した時点で申請内容を順次更新し、公表します。